

平成26年度(2014年度) 建設コストの計画と実績

債務引受限度額と会社から引き受けた債務との対比を下記に示します。

平成26年度に完了した事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、現地状況に合わせた工法の見直し、地元・関係機関等との協議による見直し、工事数量等の確定(精算)によるものです。

平成26年度に完了しなかった事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、新設・改築事業では附帯工事等の工事が平成27年度以降に残ったこと、利便増進事業(スマートIC)が平成26年度以降計画的に実施されること、修繕事業では工事発注の見直しで複数年度の工期に設定したことにより機構への帰属を平成27年度以降としたこと、災害復旧事業では過去の実績をもとに、45年分の額が債務引受限度額として計上されていることによるものです。

[単位:百万円(消費税込み)]

道路名(区間名)	債務引受限度額(計画)(A)	債務引受額(実績)			(D)-(A)	債務引受限度額と債務引受額の差額についてのコメント
		平成25年度まで(B)	平成26年度(C)	計(D)=(B)+(C)		
四国横断自動車道阿南四万十線 徳島IC～鳴門JCT新設事業	108,103	5,060	57,619	62,679	△ 45,423	・差額は、財産整理等の残事業に要する費用。 ・平成26年度の債務引受額は、本線供用に要した費用。
東九州自動車道 苅田北九州空港IC～行橋IC新設事業	42,125	25,970	4,333	30,304	△ 11,820	・TN工法の見直し及び埋蔵文化財調査の確定等による減。
東九州自動車道 行橋IC～みやこ豊津IC新設事業	52,861	0	39,109	39,109	△ 13,751	・差額は、埋蔵文化財調査の確定等による減及び財産整理等の残事業に要する費用。 ・平成26年度の債務引受額は、本線供用に要した費用。
東九州自動車道 椎田南IC～宇佐IC新設事業	113,913	3,359	57,661	61,020	△ 52,892	・差額は、椎田南IC～豊前IC間等の工事に要する費用。 ・平成26年度の債務引受額は豊前IC～宇佐IC間供用に要した費用。
東九州自動車道 都農IC～高鍋IC新設事業	21,537	20,562	163	20,726	△ 810	・工事等数量の確定等による減。
近畿自動車道天理吹田線 郡山下ン道JCT新設事業	26,049	2,507	9,805	12,312	△ 13,736	・差額は、財産整理等の残事業に要する費用。 ・平成26年度の債務引受額は、JCT新設に要した費用。
近畿自動車道天理吹田線 八尾PA新設事業	6,272	4,529	173	4,702	△ 1,569	・工事等数量の確定等による減。
近畿自動車道天理吹田線 守口JCT新設事業	16,722	6,166	5,379	11,546	△ 5,175	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・平成26年度の債務引受額は、JCT新設(和歌山方面ランプ)に要した費用。
近畿自動車道敦賀線 小浜IC改築事業	2,610	0	1,423	1,423	△ 1,186	・差額は、軟弱地盤対策工の見直しによる減及び附帯工事等の残事業に要する費用。 ・平成26年度の債務引受額は、IC改築に要した費用。
東九州自動車道 佐伯IC改築事業	1,585	0	916	916	△ 668	・差額は、料金所の配置計画の見直しによる減及び附帯工事等の残事業に要する費用。 ・平成26年度の債務引受額は、IC改築に要した費用。
西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)	35,034	7,425	1,723	9,149	△ 25,884	・差額は施行中のスマートICに要する費用 ・H26年度の債務引受額は、3箇所の供用及び3箇所の本完了に要した費用
中央自動車道西宮線等 平成26年度修繕事業	105,345	-	79,077	79,077	△ 26,268	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。
中央自動車道西宮線等 災害復旧事業	58,764	7,979	309	8,289	△ 50,474	・差額は、平成27年度以降の災害対応に要する費用。
一般国道31号(広島呉道路) 平成26年度修繕事業	2,503	-	145	145	△ 2,358	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。
一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路) 平成26年度修繕事業	96	-	95	95	△ 1	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。
一般国道201号(八木山バイパス) 平成26年度修繕事業	224	-	207	207	△ 16	・工事等数量の確定等による減。

注1)平成26年度(2014年度)に債務引受けを行ったものについて、継続中事業を含めすべて記載している。なお、□は、平成26年度に完了している新設・改築事業である。

注2)端数処理の関係上、計が合わないことがある。

注3)修繕事業に関する債務引受限度額(計画)は、平成26年度までの債務引受限度額(計画)の累計から、平成25年度までの債務引受額(実績)を控除している額である。